



# 来週の投資戦略 (2/5-9)

## 主要企業決算は様々

2024年2月4日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

主要企業の10-12月期決算 - 2024年度も増益が見えるか？

2月4日、パウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長発言 - 1日付の録画？

### 株式市場見通し

先週米国時間水曜日に米連邦公開市場委員会 (FOMC) で声明文が大きく書き換えられたことから、Fed ウォッチャーは今後利上げの可能性が低く、いつ利下げするかがポイントと説明した。ところが、気の早い投資家達はパウエル議長が3月会合で利下げに否定的だったため、当日米国株式市場は全面安となった。しかし、金曜日に1月の力強い雇用統計発表で長期金利が急上昇した。にもかかわらず、株式市場は全面高となった。これには、前日引け後発表された、アマゾン、メタ (元フェイスブック) の業績好調による。メタは5百億ドルの自社株買いと初の四半期配当を発表し、株価は金曜日に20.3%急騰。来週は米国景気の強さを好むのか、利下げが遠のくことに嫌気するのか。パウエル議長のテレビ出演が生放送であれば、影響は大きいだろう。

来週わが国では10-12月期決算発表ラッシュとなる。特に注目されるのは火曜日午後1時25分発表のトヨタ自動車 (7203)、水曜日の日本製鉄 (5401)、木曜日のソフトバンクグループ (9984、以下SBG)、金曜日のリクルートホールディングス (6098)、東京エレクトロン (8035) など。トヨタグループの不祥事や大規模リコールなどから、トヨタも業績下方修正は免れないだろう。現在公表の今期純利益は3兆95百万だが、どの程度修正するか。SBGは第2四半期までの1兆40百億円の赤字から、第3四半期に大幅な黒字に転じる可能性もあろう。昨年末にTモバイル株式の無償取得関連利益、投資先の評価も大きく上昇しているだろう。

さて、第4週も海外投資家が現物市場で41百億円買い越し、年初来1兆89百億円買い越した。バブル期から外資系証券で活躍している外国人2名がテレビ番組で海外から問い合わせが殺到していると嬉しい悲鳴を上げていた。中国市場では日本株上場投資信託 (ETF) の売買が活発で取引停止になった。年初来超大型株指数が+9.32%と主要指数の中で最も上がった。一方、個人投資家が全体では第3週まで1兆29百億円売り越したが、第3~4週に信用取引で買い越した。ここで注意したいのは信託銀行の売りである。第3~4週で年金基金と思われる売り越しが56百億円あった。日本株の保有比率が25%を少しでも超えると、自動的に売却する戦略だ。

最後に、トランプ元米大統領の最近の発言の影響について。「ロシア・ウクライナ戦争を24時間以内に終わらせる」から始まる無責任な発言が続いている。先週は「日本製鉄のUSスティール買収を阻止する」、「パウエルFRB議長を再任しない」など、現政権を混乱させ、一部の層の票獲得を目論んだものだ。米国ではESG投資の人氣が薄れ、「もしトラ」が徐々に市場に織り込まれつつある。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。